

第4節 遺留分減殺請求権の消滅時効期間

1 遺留分減殺請求権の消滅時効期間は、1年間と10年間

下記条文により、遺留分減殺請求権の消滅時効期間は、1年間と10年間になっております。

(減殺請求権の期間の制限)

第1042条 減殺の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年間行使しないときは、時効によって消滅する。相続開始の時から10年を経過したときも、同様とする。

1年間の短期消滅時効期間は、「遺留分権利者が、相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から」進行しますので、「知らない」間は時効は成立しないことになりますが、法的安定のため、「知らなくとも」10年間の経過で時効が完成する長期時効制度を併存させたのです。

2 「相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時」の意味

これは①被相続人が死亡したこと、②贈与又は遺贈という遺留分の侵害事実のあったこと、それに、③贈与や遺贈が遺留分を侵害するものであることの三つを知った時、とされています。

3 「贈与や遺贈が遺留分を侵害することが知った」ことの要件

贈与や遺贈があったが、それが無効であると信じている場合は、「知った」とは言えないのか？

最高裁昭和57年11月12日判決は、被相続人の財産のほとんど全部が贈与されていることを「知った」相続人が、「贈与は無効である」と信じたため、遺留分減殺請求をしなかったケースで、その相続人が贈与は無効であると信じ遺留分減殺請求をしなかったことが「もったもである、と納得できる特段の事情」がない限り、贈与の事実を知ったことが遺留分の侵害を知ったことになると判示しています。

Q 遺留分の侵害の事実を知らなくとも、10年経過すると遺留分減殺請求権が時効によって消滅する長期時効期間の制度を悪用して、遺言の存在を隠しておき、10年経過後に遺言を開示した場合、遺留分権利者は遺留分減殺請求

はできないのか？

大阪高裁平成13年2月27日判決は、上記のようなケースでは、「遺留分減殺請求権等の私法上の請求権が消滅したものとすることは正義・公平の理念に明らかに反するといわなければならない、被控訴人の時効消滅の援用は権利の濫用に当たる」として、遺留分権利者の権利を認めています。

4 遺留分減殺請求権を行使した結果発生する権利は、ここでいう時効期間の適用を受けない

(1) 遺留分減殺請求権の法的性質

判例（最高裁昭和35年7月19日判決）によれば、遺留分減殺請求権とは、遺留分権利者が一方的な意思表示をすることで遺贈又は贈与の効果を無効にすることができる形成権であり、その効果は直接、所有権（共有権）の取得という形で直接的に生ずる（判例では、「物権的に生ずる」と表現）ものと解しています。

(2) ①形成権としての遺留分減殺請求権と、その権利の行使の結果として得た

②所有権（共有権）とは別物

民法1042条でいう「時効期間」とは、①形成権としての遺留分減殺請求権の時効期間をいい、②所有権の時効期間をいうものではありません。②の権利は時効で消滅するものではありません。遺産分割前の相続財産は、共同相続人の共有財産ですが、この権利が時効で消滅することがないのと同じです。

次の判例が、その理を説いています。

最高裁昭和57年3月4日判決

民法1031条所定の遺留分減殺請求権は形成権であつて、その行使により贈与又は遺贈は、遺留分を侵害する限度において失効し、受贈者又は受遺者が取得した権利は右の限度で当然に遺留分権利者に帰属するものと解すべきものである・・・遺留分減殺請求に関する消滅時効について特別の定めをした同1042条にいう「減殺の請求権」は、右の形成権である減殺請求権そのものを指し、右権利行使の効果として生じた法律関係に基づく目的物の返還請求権等をもこれに含ましめて同条所定の特別の消滅時効に服せしめることとしたものではない。